

相続専用定期預金

2022年4月1日現在

商品名	相続専用定期預金
販売期間	2022年4月1日(金) ~ 2023年3月31日(金) ※市場動向により期間内であっても取扱いを一時停止または終了する場合がございます。
販売対象	・金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資として預け入れいただける個人の方 ※ 相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金も預け入れ可。 ※ 既に当金庫に預け入れの相続人様名義の預金(相続によるものではないもの)での預け入れはできません。
確認資料	・当金庫で相続手続きをされたお客様 ①本人確認書類 ②お届け印鑑 ・他金融機関で相続手続きをされたお客様 ①本人確認書類 ②お届け印鑑 ③遺産分割協議書など相続内容が確認できる書類 ・原資が死亡保険金の場合・・・保険会社から送付された保険金等支払通知書等 ・原資が不動産、有価証券等の換金代金の場合・・・売買契約書、売却代金計算書等
預入期間	1年
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・お一人様 100万円以上 ※相続により取得した金額の範囲内 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括してお支払いいたします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 年0.20% を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における次の店頭表示の利率を適用します。 (お預け入れ100万円以上300万円未満の場合は店頭表示スーパー定期(単利型)の利率) (お預け入れ300万円以上1,000万円未満の場合は店頭表示スーパー定期300の利率) (お預け入れ1,000万円以上の場合は店頭表示大口定期預金の利率) ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金	・お利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	・不要です。
付加できる特約事項	・ございません
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約の場合は、次に記載する預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 ※預入6ヶ月未満の場合：解約日の普通預金利率 ※預入6ヶ月以上1年未満の場合：約定利率×50%
その他	・この商品概要説明書に定めのない事項については、通常の定期預金規定によりお取扱いいたします。
金利情報の入手方法	・金利は、店頭備え付けの金利表示ボード、当庫ホームページ内「金利一覧」または窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。</p> <p>富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター(電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期性総合口座への担保(組み入れ)のお取り扱いはできません。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合 には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)